

一、 容り法制定のきっかけ（一要因）

- 1 1975（昭和50）年、「沼津方式」の生誕（自治体による資源ごみの分別収集の始まり）と全国の中小都市への波及
2. 資源ごみの市場価格の変動と「逆有償」
3. 企業による資源ごみの引き取りを求める現場の声—「集めるのは自分たちでやるから、企業にはせめてそれを引き取ってもらいたい」。

二、 容り法の制定

1. 国にたいして法制度化を求める市民団体や自治体などの要求の高まり
2. 関連省庁の動き（主導権争い）
3. 1995（平成7）年、容り法の制定 その仕組みと役割分担
 - ・ 住民—分別収集への協力
 - ・ 市町村—分別収集、選別、保管
 - ・ 企業—容器包装の引き取りと再商品化（指定法人への委託）
4. EPRの部分的導入

5. 容り法を適用するか否かは市区町村の選択による

三、実績

1. 指定法人による引取量の増大

- ・ ガラスびん
- ・ ペットボトル
- ・ その他紙（紙パック、段ボール以外の紙）
- ・ その他プラスチック（ペットボトル以外のもの）

2. 容器包装の使用抑制、軽量化、および再利用への若干の動き。

五. 容り法をめぐる諸問題

1 リターナブル容器の減少、ワンウェイ容器の増大

2 自治体や住民への負担の増大

- ・ 分別基準に適合させるうえでの苦勞
- ・ 財政面

3. 未完のEPR

4. 環境にやさしい容器への切り替えが不十分

5. 大量生産、大量消費、大量リサイクル。発生抑制に逆行

六. 役割相乗型社会システムの建設と3つの市民

——容り法改正の基本的方向

1. 上記諸問題への対応

2. 役割相乗型社会とは

3. 3つの市民とは

- ・生活者市民

- ・企業市民

- ・公務員市民

4. 役割相乗型社会の建設と容り法の改正